

# 連絡書 (No. 8)

令和元年8月9日

令和元年8月21日追記

令和2年9月9日一部修正

令和3年6月22日一部修正

令和4年3月 1日一部修正

市内 地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所 御中  
(参考：福祉用具貸与事業者)

## 軽度認定者の福祉用具貸与に係る確認書について

日頃より、介護保険制度の運営にご協力を頂き、ありがとうございます。

軽度認定者の福祉用具貸与に係る確認書（以下、「確認書」という）の届出について、申請漏れや、サービス担当者会議での検討不足のケースが見受けられますので、改めて、ご案内致します。例外給付の必要性について、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントを行い、確認書の申請が必要な場合は適切にご申請ください。

### 記

#### 1. 軽度者に対する福祉用具貸与について

別紙「[軽度者に対する福祉用具貸与に係るフロー](#)」をご確認ください。

#### 2. 留意事項

##### (1) 申請について

- ・意見書に福祉用具を必要とする記載があっても、基本調査結果の要件に該当しない場合は、確認書の提出が必要です。
- ・次の要件に該当する場合には、市へ確認書の提出は不要ですが、必ず主治の医師から得た情報（主治医意見書、診療情報提供書、診断書）及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、必要性を判断してください。

貸与種目	厚生労働大臣が定める者のイ
車いす及び車いす付属品	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
移動用リフト	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

- ・意見書を添付する場合は、表面・裏面の両方を付けてください。
- ・申請期限は、貸与開始日から1ヶ月または、介護認定日から1ヶ月までです。期限を超えて申請する場合は、「確認書の提出が遅くなった経過記録書」(理由書)を添えて、申請してください。
- ・申請内容を確認の上、保険給付の可否を決定いたします。

## (2) 意見書、診療情報提供書について

具体的な福祉用具の必要性が確認できるものが必要です。

- ・「福祉用具を要する」ではなく、「特殊寝台を要する」などと記載頂いてください。
- ・「特殊寝台を使用している」ではなく、「特殊寝台を要する」などと記載頂いてください。
- ・床ずれ防止用具は、特殊寝台とは別の種目です。特殊寝台付属品では、受付できません。貸与事業者とよく確認の上、医師の書類にも、「床ずれ防止用具」と記載頂いてください。

## (3) サービス担当者会議の要点について

○軽度者に対する福祉用具貸与が議題となるサービス担当者会議は、福祉用具専門相談員のほか利用者の状態像について適切な助言が可能な者の参加が求められていますので、福祉用具貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、原則参加してください。また、福祉用具貸与事業者の意見を検討内容に記載してください。

○検討の内容には、例外給付の要件に該当するかどうか、利用者の心身の状況から必要性を検討した内容を具体的に記載してください。

- ・疾病が原因となる場合は、「疾病により」ではなく、「\*\*\*\*病により\*\*\*な状態となり」と具体的な疾病名と現在の心身の状況を記載してください。
- ・「ADLが低下している」や「身体機能が回復してない」などでは必要性が確認できません。該当の福祉用具による支援が必要な身体状況を記載してください。
- ・車いすは、単に「外出の機会を設ける」や「気分転換」のためでは必要性が確認できません。日常生活における移動支援が必要な具体的な身体状況、生活状況を記載してください。
- ・特殊寝台は、「布団での寝起きが大変になってきた」や「布団の上げ下ろしができない」、「起居動作を安全に行いたい」などでは、必要性が確認できません。起き上がりや寝返りの支援が必要な具体的な身体状況を記載してください。
- ・継続利用の場合、「問題なく使えているので、引き続き利用する」や「福祉用具の利用により、自立した生活が送れている」などだけでは、必要性が確認できません。利用状況だけでなく、現在の身体状況からの必要性を記載してください。

○結論には、ケアマネジャーとして、貸与を決定した理由と具体的な福祉用具名を記載してください。

- ・「ケアプラン内容の合意が取れた／確認できた」や「安心安楽な生活を送る」などでは、具体的に決定した内容がわかりません。「\*\*\*のため、\*\*\*の状態となり、\*\*\*を利用することで\*\*\*できるようになる」など、判断の根拠と具体的なサービス内容（福祉用具名）を記載してください。

#### (4) その他

○貸与開始日（新規利用）

新規利用の場合は、サービス担当者会議を経て利用を判断するため、原則として、貸与開始日は、サービス担当者会議日以降となります。

- ・介護認定の申請中で、暫定利用する場合は、暫定利用時と介護度確定時の両方の担当者会議の要点を添付してください。

○末期がんの方

末期がんの方でも、確認書の提出は必要です。

- ・状態が急速に悪化し、短期間のうちに日常的に起き上がりや寝返りが困難になることが確実に見込まれる場合、必要が見込まれる福祉用具についても申請できます。  
(特殊寝台の申請に併せて、床ずれ防止用具も申請する等。)
- ・「主治の医師等（医師または歯科医師）が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合」については、サービス担当者会議に代えて、医師や福祉用具専門相談員への照会により、貸与を判断することができます。その場合は、照会内容や貸与を判断したときの経過記録を添えて、申請してください。  
(※詳細は、指定居宅介護支援等の運営基準 第13条九を参照)

以上

【担当】

所沢市福祉部介護保険課  
給付担当

TEL : 04-2998-9420